

愛知県環境審議会水質部会（平成 23 年度第 1 回）会議録

1 日時

平成 23 年 7 月 11 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで

2 場所

愛知県自治センター 4 階 大会議室

3 出席者

（ 1 ）委員（ 11 名）

木村部会長、小嶋委員、石附専門委員、井上専門委員、湯地専門委員、荒川特別委員（代理：中部経済局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）、木田特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課専門官）、森重特別委員（代理：中部運輸局交通環境部計画調整官）、三宅特別委員（代理：名古屋国税局課税第二部鑑定官室主任鑑定官）、竹森特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保安官）、富田特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）

（ 2 ）事務局（ 12 名）

（愛知県環境部）渡邊技監

（水地盤環境課）杉本課長、大矢主幹、岩田主幹、戸澤課長補佐、石黒課長補佐、鈴木主査、成瀬主任、加納技師、河田技師、野田技師

（環境調査センター）水野水圏部長

4 傍聴人等

傍聴人なし、報道関係者なし

5 議事

- ・ 会議録への署名は、小嶋委員、石附専門委員が行うこととなった。
- ・ 平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について、事務局から資料 9 に基づき説明があった。

（ 1 ）第 7 次水質総量削減について

ア 水質総量規制制度の概要

- ・ 事務局から資料 1、資料 2 及び参考資料 2 に基づき説明があった。

イ 第 6 次総量削減計画の達成状況と伊勢湾の水質の現況

- ・ 事務局から資料 3 及び参考資料 2 に基づき説明があった。

< 議題ア及びイに関する質疑応答 >

[井上委員] 参考資料 2 に第 6 次水質総量削減計画が示されているが、第 6 次計画の総括は資料 3 が相当するののか。

[事務局] 第6次計画の実績について資料3に主要な項目をまとめており、これが総括と考えている。

[井上委員] 可能であれば、せっかく削減計画を策定し実行したのだから、それを広く県民も含めて周知してほしい。

[事務局] 今後、第7次総量削減計画を策定していく中で、第6次総量削減計画に関する結果も含めて、県民に周知することを検討する。

[木村部会長] 第1次から第6次まで、目標値をはるかに超える削減の実績がある。県民にどのように公表してきたのか。

[事務局] 環境白書の中で、表やグラフを用いて総括をしている。また、削減量の実績については、第6次計画に第5次のもものが示してあり、第7次計画には第6次のもものを示すことになる。

[井上委員] いろいろな方途を実施してきているので、取りまとめ結果の周知を検討してほしい。

ウ 第7次総量削減計画の策定と総量規制基準設定の基本的な考え方

・ 事務局から資料4、資料5、資料6、資料7及び参考資料3に基づき説明があった。

< 議題ウに関する質疑応答 >

[湯地委員] 資料6には、平成26年度の愛知県の削減目標値の合計だけが示されている。生活系、産業系、その他系といった発生源別の3県の合計値は資料4に示されているが、愛知県の発生源別の削減目標値は示さないのか。

[事務局] 国からは、例えばCODは全体として90トン/日を82トン/日に削減するよう示された。内訳については、資料6の第7次総量削減計画の基本的な考え方に基づいて、今後の愛知県の施策の中でどこを重点的に削減できるのかをこれから検討する。

[湯地委員] 実質的には、生活排水対策が主となるのか。

[事務局] 産業排水については、かなり負荷削減が進んでおり、今回、国がC値を見直した業種等区分は少なく、産業排水対策を主としていない。海域への流入負荷のうち生活排水がかなりの割合を占めているため、生活排水対策を推進していくことが主要な対策となる。具体的には、下水道の整備、普及促進が重要となると考える。

[木村部会長] 今のところ、全体として82トン/日となっているが、次回の水質部会には、ここでの議論を基に発生源別の削減目標量の案が示される、という理解でよいか。

[事務局] 次回の水質部会で第7次総量削減計画の素案を示すこととしており、その計画案に3区分の発生源別の削減目標量を記載することになる。

[木村部会長] 今日の議論も踏まえ、数字が示されるということによいか。

[事務局] そのとおりである。

[井上委員] 資料6の削減目標量の達成のための方途について、生活系とのその他系について、負荷の割合が大きいと書いてあるにもかかわらず、第6次計画の方途を継続すると記載されており、トーンダウンしているように

読めてしまう。参考資料2の第6次計画を見ると、 に関しては下水道整備が記載されているが、 についてはどこに該当するのか分からない。 とについては、負荷の割合が大きいことから、第7次計画に何か施策があってもいいのではないか。

[事務局] の生活系については負荷の割合が大きいため、対策が必要である。その主な対策である下水道整備等は少しずつしか進めることができないが、着実に進めたいという意味で、第6次計画の方途を継続するという記載になっている。

のその他系について、第6次計画では、参考資料2の4ページ(3)ウの農地からの負荷削減対策や総量規制対象ではない小規模の畜舎などに対する対策が記載されている。肥料については、資料3で説明したように、5年間ずつの比較で15パーセント減など削減されてきており、これを継続することにより着実に削減を進めたいと考えている。農業や畜産は技術の大幅な革新が期待しにくい分野ではあるが、個別に指導等を行い、着実に削減していく。

[井上委員] 現実にはそういう点はあると思うが、資料の見せ方として、第6次計画と同じことしかしないように読めてしまう。第7次計画で重要なところを強調するとよいと思う。

[事務局] 生活系とその他系は、負荷量の割合が比較的大きいために、これまでも効果のあった第6次計画の施策を継続して、さらに削減を図るという趣旨である。

資料6の2ページの「継続して実施する」という表現については、単に継続するというわけではないことを示すために、表現を修正して総量削減計画の基本的な考え方とする。

[井上委員] その他系の対策として、森林の対策が加わっていないが、窒素飽和による流出といった、窒素濃度の上昇の可能性があるが、森林の適切な管理や森林税の導入等を進めていると思うが、そのことについて総量削減計画に記載しないのか。

[事務局] 井上委員の御意見を踏まえ、今後、関係部局や関係機関と調整を図りながら、森林における適切な間伐等、管理といった面の方策を加えることができるか検討する。

[井上委員] 資料7の2ページの現行C値の設定状況について、排水水質の実態が上限値を上回っている業種は、どの程度あるのか。また、このような場合、愛知県では上限値をC値とすとなっているが、他都府県が上限値よりも低いC値を設定している場合、愛知県はより低いC値にするということにはならないか。

[事務局] 排水の実態が国のC値範囲の上限値を上回っている業種は、上限値とすとしている。第1次から第6次までそれぞれの業種等区分ごとに排水水質の実態調査を行ってきたが、C値範囲と比較した結果に関する資料は残っていない。第7次総量規制基準を設定する作業の中で、そういった比較を行っていくため、その状況について、概数になるかもしれないが、次回の

水質部会で示させていただく。

[井上委員] そのような業種が把握できるのであれば示していただき、その業種の他都府県での状況を調べてもらいたい。他都府県が下限値で設定しているようなことがあれば、それに合わせて厳しく指導することもありうるのではないかと思う。

[事務局] 厳しく設定するという観点からはそのようになるが、法律の規定によれば、総量規制の基本的な考え方は実施可能な範囲内での規制であり、そのことに重きを置いて、国の示したC値の範囲内に入るよう指導することが第一歩だと考えている。

[井上委員] 上限値に設定しても構わないが、その場合には、その業種に対する指導を徹底してほしい。そのためにも他都府県との比較等をしてほしい。

[事務局] 比較等の検討は行うが、他都府県に合わせてC値を下げられるということではなく、地域の事情等もあるので、まずは上限値まで下げる検討を行う。また、他都府県の水質の実態については把握できない。

[井上委員] 水質の実態というよりは、どのように設定したのかを調べていただきたい。

[事務局] 伊勢湾に関係する岐阜県と三重県のC値の大小関係等の比較について、次回の水質部会で示すことでよろしいか。

[井上委員] そういった資料を示していただきたい。

- ・ 参考資料4に基づき、事務局から東京湾及び瀬戸内海の状況について説明があった。
- ・ 資料6及び資料7については、本日の意見を踏まえ今後進めていくことで承認された。
- ・ 資料8に基づき、今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

(2) その他

[事務局] 前回の水質部会において、水質汚濁防止法の一部改正に関して、今後、事業場の測定頻度に関する上乘せ条例の検討が必要であると説明した。

しかしながら、測定未実施の事業場に対して自社測定を徹底することを先決とし、上乘せ条例の検討については、当分の間見送ることとしたことを報告する。

[事務局] 水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について、昨年度は境川等水域の基礎調査が終了し、今年度は名古屋市内水域に係る基礎調査を行っており、これで県内すべての水域の調査が終了する。

境川等水域の調査結果は、総量削減計画の審議終了後、水質部会に報告する予定であり、来年度以降、これまでの基礎調査結果及び水質部会での検討状況を踏まえ、水生生物保全環境基準の類型指定に向けて審議をお願いすることとなる。